

# 独立行政法人農林水産消費技術センターの業務の実績に関する評価の基準

農林水産省独立行政法人評価委員会農業分科会（以下「評価委員会」という。）は、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号。以下「法」という。）に基づく独立行政法人農林水産消費技術センター（以下「センター」という。）の業務の実績に関する評価を行うに当たっての基準を次のとおり定める。

## 1 評価の基本的考え方

- （1）独立行政法人は、法第32条の規定に基づく各事業年度に係る業務の実績に関する評価（以下「各事業年度の実績評価」という。）及び法第34条の規定に基づく中期目標に係る業務の実績に関する評価（以下「中期目標の実績評価」という。）を受けなければならないとされている。
- （2）各事業年度の実績評価は、当該事業年度における業務の実績の全体について、別紙に定めるセンターの中期計画の中項目（以下「中項目」という。）を評価単位とし、中項目の評価、中項目の評価結果を踏まえた別紙に定める大項目（以下「大項目」という。）の評価及び全体の評価（以下「総合評価」という。）の3段階で行うものとする。
- （3）中期目標の実績評価は、中期目標の期間における業務の実績の全体について、（2）の例により行うものとする。  
なお、独立行政法人に係る改革を推進するための独立行政法人農林水産消費技術センター法及び独立行政法人森林総合研究所法の一部を改正する法律附則第3条第6項の規定に基づき同法の施行の日（平成19年4月1日）を含む中期目標の期間における業務の実績の評価は、同法の施行の時において解散した独立行政法人肥飼料検査所及び独立行政法人農薬検査所の平成18事業年度における業務の実績を考慮して行うものとする。
- （4）評価委員会は、各事業年度の実績評価及び中期目標の実績評価の結果、センターの業務運営について改善すべき点が明らかとなった場合には、改善の方向について勧告するものとする。
- （5）評価委員会は、評価を行うに当たって、次の事項について留意するものとする。
  - ア 独立行政法人の評価のより適正な実施を図る観点から、隨時評価手法等の見直しを行うものとする。
  - イ その際、法人の事務事業の効率的かつ効果的な運営を図る観点から、評価を行うに当たり、法人は、費用と効果の関係についての具体的な把握等に努めるものとし、評価委員会は他の法人の状況等も踏まえつつ、こうした法人の取組についても適切に評価するものとする。

## 2 各事業年度の実績評価の方法

### （1）中項目の評価方法

- ア 中項目の評価は、中項目に係る具体的な項目のうち最小のもの（以下「小

項目」という。) の評価結果について、

- 達成度合が s とされた小項目を 3 点
- 達成度合が a とされた小項目を 2 点
- 達成度合が b とされた小項目を 1 点
- 達成度合が c とされた小項目を 0 点
- 達成度合が d とされた小項目を - 1 点

とし、その集計に当たっては、中項目に含まれる小項目の項目数に 2 を乗じて得た数を基準とし、原則として、次の 3 段階評価で行うものとする。

- 小項目の合計数値の割合が基準となる数値の 90% 以上 A
- 小項目の合計数値の割合が基準となる数値の 50% 以上 90% 未満 B
- 小項目の合計数値の割合が基準となる数値の 50% 未満 C

ただし、上記評価の結果、A 評価となった中項目にあっては、各小項目の達成状況及びその他の要因を分析し、必要に応じ S 評価とすることができます。また、C 評価となった中項目にあっては、要因を分析し、必要に応じ D 評価とすることができます。

イ 小項目の評価は、小項目の定め方に応じて次の方法により行うものとする。

ただし、予期せぬ重大な社会情勢の変動に即応して特定の業務を優先して行ったため、小項目の業務の実施を中止し、又は業務量を減らさざるを得なかつた場合は、このような事情を考慮して小項目の評価を行うものとする。

小項目に単年度において達成すべき数値目標が定められている場合には、当該数値の達成度合を踏まえ、次の例により 5 段階で行うものとする。

(中期目標又は中期計画上「以上」又は「少なくとも」とされている場合)

- 数値の達成度合が 100% 以上であって特に優れた成果が得られた s
- 数値の達成度合が 100% 以上 a
- 数値の達成度合が 70% 以上 100% 未満 b
- 数値の達成度合が 70% 未満 c
- 数値の達成度合が 70% 未満であり、その要因は法人の著しく不適切な業務運営にあった d

(上記以外の場合)

- 数値の達成度合が 100% 以上であって特に優れた成果が得られた s
- 数値の達成度合が 90% 以上 a
- 数値の達成度合が 50% 以上 90% 未満 b
- 数値の達成度合が 50% 未満 c
- 数値の達成度合が 50% 未満であり、その要因は法人の著しく不適切な業務運営にあった d

小項目に中期目標期間において達成すべき数値目標が定められている場合には、当該数値を 5 で除して得られた数値の達成度合を踏まえ、次の 5

段階で行うものとする。

( 人件費の削減に係る評価を行う場合 )

- |  |   |
|--|---|
| 数値の達成度合が100%以上であって特に優れた成果が得られた           | s |
| 数値の達成度合が100%以上                           | a |
| 数値の達成度合が70%以上100%未満                      | b |
| 数値の達成度合が70%未満                            | c |
| 数値の達成度合が70%未満であり、その要因は法人の著しく不適切な業務運営にあった | d |

( 上記以外の場合 )

- |  |   |
|--|---|
| 数値の達成度合が100%以上であって特に優れた成果が得られた           | s |
| 数値の達成度合が90%以上                            | a |
| 数値の達成度合が50%以上90%未満                       | b |
| 数値の達成度合が50%未満                            | c |
| 数値の達成度合が50%未満であり、その要因は法人の著しく不適切な業務運営にあった | d |

小項目に単年度において達成すべき定性的な目標が定められている場合には、当該小項目の実施状況を判断するための基準として、当該小項目の性質を勘案して四以上の具体的な指標を設定し、その達成度合を踏まえ、次の例により行うものとする。

( 段階的な評価を行うことが適切な場合 )

- |                                      |   |
|--------------------------------------|---|
| 設定した指標が達成され特に優れた成果が得られた              | s |
| 設定した指標が達成された                         | a |
| 設定した指標が概ね達成された                       | b |
| 設定した指標が達成されなかった                      | c |
| 設定した指標が達成されず、その要因は法人の著しく不適切な業務運営にあった | d |

( 段階的な評価を行うことが不適切な場合 )

- |                                      |   |
|--------------------------------------|---|
| 設定した指標が達成され特に優れた成果が得られた              | s |
| 設定した指標が達成された                         | a |
| 設定した指標が達成されなかった                      | c |
| 設定した指標が達成されず、その要因は法人の著しく不適切な業務運営にあった | d |

調査研究に係る小項目等その性質上単年度では結果が現れない定性的な目標が定められている場合には、当該年度において実施すべき目標を定め、当該目標の実施状況を判断するための基準として四以上の具体的な

指標を設定し、その達成度合を踏まえ、 の例により行うものとする。

一の小項目に複数の指標が設定されている場合には、指標の数をそのまま小項目の評価指標の数としてカウントするものとする。

小項目の評価において、 b 又は c 評価となる見込みの項目については、その要因分析を行うものとする。要因分析の結果、やむを得ざる事情があると認められるものについては、 a 又は b 評価に修正することができるものとする。

ウ 小項目のうち当該事業年度においては業務を実施しないこととされているものについては、各事業年度の実績評価の対象外とする。

エ 小項目のうち要請などに基づく業務、短期借入金、剰余金の使途及び重要な財産の譲渡又は担保に関する計画については、当該年度において実績がない場合、各事業年度の実績評価の対象外とする。

オ 小項目の評価に当たっては、センターから提出された自己評価結果を記載した評価シートを活用するものとする。

## ( 2 ) 大項目の評価方法

大項目の評価は、中項目の評価結果について、

S 評価とされた中項目を 3 点

A 評価とされた中項目を 2 点

B 評価とされた中項目を 1 点

C 評価とされた中項目を 0 点

D 評価とされた中項目を - 1 点

とし、その集計に当たっては、大項目に含まれる中項目の項目数に 2 を乗じて得た数を基準とし、原則として、次の 3 段階評価で行うものとする。

中項目の合計数値の割合が基準となる数値の 90% 以上 A

中項目の合計数値の割合が基準となる数値の 50% 以上 90% 未満 B

中項目の合計数値の割合が基準となる数値の 50% 未満 C

ただし、上記評価の結果、 A 評価となった大項目にあっては、各中項目の達成状況及びその他の要因を分析し、必要に応じ S 評価とすることができる。また、 C 評価となった大項目にあっては、要因を分析し、必要に応じ D 評価とすることができる。

大項目の評価を行うに当たっては、次の留意事項等を併せて記載するものとする。

- ・当該評価を行うに至った経緯、特殊事情等
- ・中期計画に掲げられた具体的取組内容以外の評価すべき業績
- ・予期せぬ重大な社会情勢の変動に即応して特定の業務を優先して行ったため、予定していた業務を中止し、又はその業務量を減らさざるを得なかつた場合にあっては、その経緯及び実施した特定の業務の内容

### （3）総合評価の方法

総合評価は、中項目の評価結果について、

- S評価とされた中項目を3点
- A評価とされた中項目を2点
- B評価とされた中項目を1点
- C評価とされた中項目を0点
- D評価とされた中項目を-1点

とし、その集計に当たっては、中項目の項目数に2を乗じて得た数を基準とし、原則として、次の3段階評価で行うものとする。

- |                                |   |
|--------------------------------|---|
| 中項目の合計数値の割合が基準となる数値の90%以上      | A |
| 中項目の合計数値の割合が基準となる数値の50%以上90%未満 | B |
| 中項目の合計数値の割合が基準となる数値の50%未満      | C |

ただし、上記評価の結果、A評価となった場合には、業務の実績及び達成度合等を総合的に勘案し、必要に応じS評価とすることができます。また、C評価となった場合には、要因を分析し、必要に応じD評価とすることができます。

総合評価を行うに当たっては、次の留意事項等を併せて記載するものとする。

- ・当該評価を行うに至った経緯、特殊事情等
- ・中期目標終了時点を見据えた各事業年度の業務の進捗状況、残された期間に行うべき事項等
- ・業務の実績が特に優れているs評価となった項目については、その状況、要因等の分析を行い、推奨すべき事項等
- ・業務の達成度合が低い等によりb、c又はd評価となった項目については、その状況、要因等の分析を行い、今後の改善の方向等

### 3 中期目標の実績評価の方法

中期目標の期間における業務実績の評価は、上記2に準じて行うものとする。

## 総合評価

## 大項目

## 第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

## 中項目

- 1 業務の重点化・効率化
  - 2 組織体制の整備
  - 3 業務運営能力の向上
  - 4 外部委託(アウトソーシング)による業務の効率化
  - 5 分析機器に関する効率化
  - 6 業務運営の効率化による経費抑制
  - 7 人件費の削減
- 

## 大項目

## 第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

## 中項目

- 1 食品表示監視業務
  - 2 登録認定機関、認定事業者に対する指導・監督業務
  - 3 JAS規格及び品質表示基準の見直し等に係る業務
  - 4 農林物資の格付業務
  - 5 國際規格に係る業務
  - 6 カルタヘナ担保法関係業務
  - 7 リスク管理のための有害物質の分析業務
  - 8 農林物資の検査技術に関する調査及び研究業務
  - 9 依頼検査
  - 10 消費者等対応業務
  - 11 緊急時の要請に関する事項
  - 12 國際協力
- 

## 大項目

## 第3 予算、収支計画及び資金計画

## 中項目

- 1 経費(業務経費及び一般管理費)節減に係る取り組み
  - 2 法人運営における資金の配分状況
  - 3 自己収入の増額に係る取組
- 

## 大項目

## 第4 短期借入金の限度額

## 中項目

法人の短期借入金について、借入に至った理由及び使途、金額及び  
金利、返済の見込み

## 大項目

## 第5 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画

## 中項目

重要な財産の譲渡又は担保に関する計画

## 大項目

## 第6 剰余金の使途

## 中項目

剰余金の使途について、中期計画に定めた使途に充てた結果、当該  
事業年度に得られた成果

## 大項目

## 第7 その他主務省令で定める業務運営に関する事項

## 中項目

- 1 施設及び設備に関する計画
  - 2 職員の人事に関する計画(人員及び人件費の効率化に関する目標を含む。)
  - 3 積立金の処分に関する事項
-